

○岡山市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則

平成12年7月25日

市教育委員会規則第23号

改正 平成23年5月24日市教育委員会規則第12号

平成27年3月24日市教育委員会規則第7号

平成30年2月28日市教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の委任等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 教育委員会は、岡山市教育委員会事務処理権限規則（平成23年市教育委員会規則第11号）に定めるものを除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(委任事務の報告)

第3条 教育長は、前条の規定により委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、次回の教育委員会定例会若しくは臨時会において行わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年市教育委員会規則第12号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成27年市教育委員会規則第7号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の場合においては、改正前の岡山市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成30年市教育委員会規則第10号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。